

---

# 令和7年度 介護保険事業所集団指導

---

柏市指導監査課

# 目次

## ■第1部 行政処分事例及び運営指導の現状

- ・ 柏市における行政処分事例 -----5
- ・ 運営指導等における確認事項について -----7
- ・ 運営指導における主な指摘事項 -----8

## ■第2部 人員・運営基準及び介護報酬の留意事項

- ・ 柏市の基準条例について -----18
- ・ 経過措置期間となっている基準について -----19
- ・ 運営基準違反，減算に該当する場合の報告・届出について-----20
- ・ 研修・委員会について -----21
- ・ 高齢者向け住まい等における適切なケアマネジメント -----27
- ・ 加算等年間基本スケジュール -----29
- ・ 加算の届出について（取下げについて） -----31

## ■第3部 虐待防止・身体拘束廃止及び各種リスク対応

- ・ 高齢者虐待防止の推進 -----33
- ・ 身体拘束廃止未実施減算 -----36
- ・ 苦情相談事例の紹介-----39
- ・ 介護現場におけるハラスメント対策-----41
- ・ 事故報告書及び事故事例 -----43
- ・ 送迎時の安全管理の徹底 -----47
- ・ 介護現場における医行為 -----48

# 目次

---

## ■第4部 各種手続き・システム等（事務連絡）

- ・災害時情報共有システム-----50
- ・介護サービス情報公表システム-----51
- ・介護サービス事業者経営情報データベースシステム -----52
- ・変更届の提出について-----54
- ・登記事項証明書の添付省略 -----57
- ・電子申請システム -----58
- ・メールアドレス登録, メールでの問い合わせ -----61

## ■第5部 周知事項

- ・介護保険申請のタイミング（地域包括支援課）-----65
- ・健康診査結果のご提出にご協力ください（健康増進課）-----66

---

# 第1部

## 行政処分事例及び 運営指導の現状

---

# 柏市における過去の行政処分事例①

事業所種別	処分内容 (処分月)	処分理由	不正 請求額
訪問介護 ※サ高住併設	指定取消 令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正請求（サービス提供記録がないにもかかわらず不正に請求）</li> <li>・不正請求（2時間未満の間隔のサービス提供で所要時間を合算せずに不正に請求）</li> <li>・不正請求（勤務実態のない訪問介護員の氏名を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し不正に請求）</li> <li>・人員基準違反（常勤専従の管理者を不配置）</li> <li>・虚偽報告（虚偽の勤務表、タイムカード及びサービス提供記録を作成・報告）</li> <li>・虚偽答弁（監査時に虚偽の答弁）</li> </ul>	1,200万円
訪問介護・居宅介護支援・居宅介護 (障害)	指定取消 令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正請求（虚偽のサービス提供記録に基づく架空請求）</li> <li>・不正請求（無資格者によるサービス提供）</li> <li>・不正不当（同一法人の訪問介護事業所の不正請求を認識しながら、サービス提供の実態と異なる給付管理を行い、不正請求をほう助）</li> </ul>	1,300万円

## 柏市における過去の行政処分事例②

事業所種別	処分内容 (処分月)	処分理由	不正 請求額
訪問介護 ※サ高住併設	指定取消 令和4年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正請求（勤務実態のない訪問介護員の氏名を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し不正に請求）</li> <li>・不正請求（出退勤記録と整合性のつかない虚偽のサービス提供記録を作成し不正に請求）</li> <li>・不正請求（複数人の利用者の買い物代行業をまとめて1回で行ったにもかかわらず、利用者ごとに買い物代行業を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し不正に請求）</li> <li>・不正請求（事業所と同一の建物に居住する利用者に同一建物減算を適用せずに不正に請求）</li> </ul>	700万円
通所介護 ※サ高住併設	指定の全部 効力停止3月 令和4年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正請求（サービス提供を行っていない利用者分を不正に請求）</li> <li>・不正請求（看護職員の不配置に係る人員基準欠如減算を適用せずに不正に請求）</li> <li>・人員基準違反（生活相談員の不配置）</li> </ul>	300万円

# 運営指導等における確認事項について

対象サービス 【全サービス】

柏市では、厚労省から示された通知等をもとに指導を行っていますので、下記の書類を確認の上、適切な運営をお願いいたします。

## 確認する書類や確認事項

■厚労省資料（厚労省HP：[介護保険施設等運営指導マニュアル](#)より）

📄[「介護保険施設等運営指導マニュアル別添 確認項目及び確認文書」](#)

上記資料に記載の「確認項目」及び「確認文書」等について確認しています。

## 加算関係確認事項

■柏市ホームページ

[「加算（減算）の体制届」](#)

「7-2 上記の書類のほかに、各加算ごとに必要な書類」に記載の要件を確認しています。

■厚労省ホームページ（[令和6年度介護報酬改定について](#)より）

📄[「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等」](#)

上記資料の「別紙」の要件も参考に確認しています。

# 運営指導における主な指摘事項①

【全サービス】虐待の防止のための指針は作成しているが、「成年後見制度の利用支援に関する事項」や「指針の閲覧に関する事項」などの項目がない。



各施設・事業所が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととされています。※詳細については、各サービスの基準の解釈通知をご確認ください。

## ■虐待防止のための指針に盛り込む事項

- ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 運営指導における主な指摘事項②

【全サービス】運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加していない。



事業所の運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を追加する必要があります。次の記載例をご活用ください。

※「高齢者虐待防止の推進」（別スライド資料）についても併せてご確認ください。

### ■運営規程記載例

第〇条 事業所は、虐待又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法（市町村等の関係機関への報告、相談及び連絡体制等）をあらかじめ定めること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 運営指導における主な指摘事項③

【全サービス】 事故発生時の事故報告について、市へ提出を行っていない。



サービス提供中の事故であって、事故報告に係る基準に該当する場合は、指導監査課に事故報告書を提出してください。事故報告にかかる基準等については[柏市のホームページ](#)を確認してください。

【全サービス】 事故発生時の事故報告書について、事業所内で発生原因及び再発防止策が十分に検討されていない。また、従業員間で事故報告書の内容が共有されていない。



事故が生じた際には、特定の職員だけではなく、多職種でその原因の解明に当たり、再発防止策を事業所全体で検討し共有するようにしてください。また、ヒヤリ・ハット事例についても事業所内で報告・共有する体制づくりに努めてください。

## 運営指導における主な指摘事項④

【全サービス】日用品費及び教養娯楽費について一律に徴収している。



日用品費及び教養娯楽費については、利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、サービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜にかかる経費のみ請求することができます。また、請求にあたっては、利用者又はその家族に事前に十分な説明を行い、必ず同意を得てください。

【全サービス】業務継続計画に関する訓練（シミュレーション）や研修が実施されていない。実施した記録がない。



業務継続計画に関する訓練（シミュレーション）及び研修を、各サービス種別で定められた回数以上（及び新規採用時に）行ってください。また、実施した記録を適切に保管してください。

※訓練、研修の実施回数

居宅サービス、短期入所・多機能系サービスについては年1回以上

居住系サービス、施設系サービスについては年2回以上

「各種委員会・研修及び訓練の実施回数について」（別スライド資料）も併せてご確認ください。

# 運営指導における主な指摘事項⑤

【全サービス】職場内におけるハラスメント防止にかかる措置を講じていない。



次の措置を講じてください。

法令上事業者求められる措置	
講ずべき措置	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職場におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメント</li><li>・利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメント</li></ul> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業主の方針の明確化及びその周知・啓発</li><li>・相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</li></ul>
講じることが望ましい措置	<p>【対象】</p> <p>利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為（カスハラ）</p> <p>【内容】</p> <p>上記の必要な措置を講じるにあたっては、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の措置も講じることが推奨</p>

## ■サービス提供困難事例への対応

利用者やその家族等から受ける著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）については「介護現場におけるハラスメント対策」（別スライド資料）もご確認ください。

## 運営指導における主な指摘事項⑥

【地域密着型通所介護，認知症対応型共同生活介護】運営推進会議が基準上必要な回数開催されておらず，記録が公表されていない。



運営推進会議は，地域との連携や運営の透明性を確保し，地域に開かれたサービスを提供することを目的としています。

### 運営推進会議の開催頻度

地域密着型通所介護	おおむね <u>6ヶ月に1回</u>
認知症対応型共同生活介護	おおむね <u>2ヶ月に1回</u>

運営推進会議では，事業の活動状況を報告し，評価を受けるとともに，要望，助言等を聴く機会を設け，その**記録を作成し，公表**してください。

参考：[柏市ホームページ](#)(運営推進会議と介護・医療連携推進会議の案内)

【訪問看護】理学療法士等による訪問看護について，当該事業所の看護職員による定期的な訪問による評価が行われていない。



「定期的な看護職員による訪問」については，訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ，少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により，利用者の状態の適切な評価を行ってください。なお，当該看護職員による訪問について，訪問看護費を算定しない場合には，訪問日，訪問内容等を記録してください。

## 運営指導における主な指摘事項⑦

【福祉用具貸与】福祉用具貸与の全国平均貸与価格を利用者に説明していない。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示していない。



利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することや、同一種目における機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが必要です。

【居宅介護支援】ケアプランに位置づけた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の個別サービス計画の提出を求めておらず、ケアプランと個別サービス計画の整合性・連動性が取れていない。



居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、各事業者に個別サービス計画の提出を求め、ケアプランとの整合性や連動性について確認をしてください。

## 運営指導における主な指摘事項⑧

【加算算定事業所】 要資格者の職員の割合や特定の利用者に係る割合が算定要件となっている加算（特定事業所加算，サービス提供体制加算，日常生活継続支援加算等）を算定するに当たり，職員割合や利用者割合の記録が作成・保管されていない。また，要件を満たさなくなった加算や算定する予定のない加算の取下げの届出を行っていない。



要資格者の職員の割合や特定の利用者に係る割合が算定要件となっている加算を算定している事業所においては，加算を算定できるか割合の確認を行い，その根拠資料を保管してください。

また，要件を満たさなくなった加算や算定する予定のない加算については，取下げの届出を行ってください。

算定要件を満たさずに加算を算定していたことが発覚した場合，遡って全て返還していただくことになります。

## 運営指導における主な指摘事項⑨

【加算算定事業所】 「介護職員等処遇改善加算」の算定に当たって、事業所における賃金改善の内容等を従業者に周知していることが確認できない。



処遇改善加算の算定要件の一つとして、従業者への賃金改善の内容等の周知が定められています。書面を用いるなど分かりやすい形で周知してください。また、給与明細への記載やミーティングでの説明等の方法で周知している場合でも、他手当と混同されるなど内容が不明確である事例が見受けられますので注意してください。

【加算算定事業所】 「入浴介助加算」の算定に当たって、入浴介助に関わる職員が、入浴介助に関する研修等を行っていることが確認できない。



入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行い、研修の実施記録を残してください。

---

# 第2部

## 人員・運営基準及び 介護報酬の留意事項

---

# 介護サービス事業等の運営等に関する基準等

対象サービス 【全サービス】

柏市ホームページで介護サービス事業等の運営等に関する基準等を公開しているため、確認をお願いいたします。

柏市ホームページ  
》》》 介護サービス事業等の運営等に関する基準等 《《《

## ■ ホームページの内容

人員、設備、運営、報酬等に関する基準について、各種法令や柏市で制定している基準条例（柏市独自基準）等を掲載しています。

「介護保険サービスに関するQ&A」では、各種法令に補足して個別の事例を掲載しているため、介護保険サービスの事業運営における疑問等の参考として、ご活用ください。

厚生労働省が発出している「介護保険最新情報」へのリンクも掲載しているため、定期的に確認をお願いいたします。

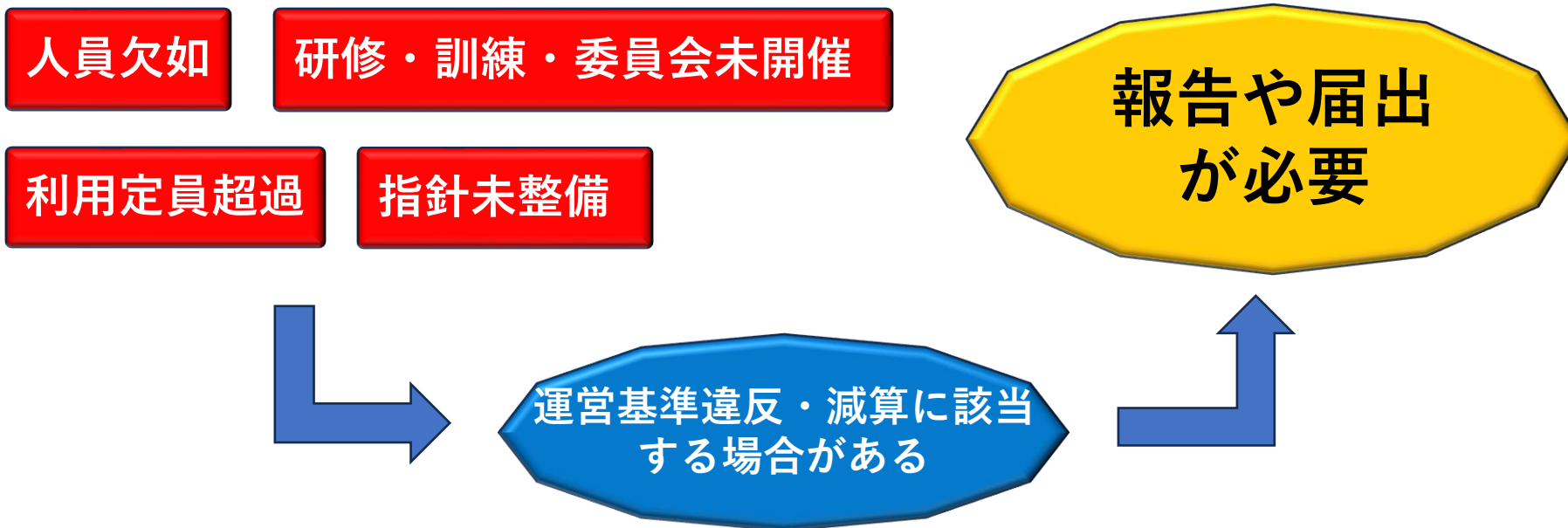
# 令和6年度介護報酬改定に係る経過措置について

期間	事項	対象サービス	経過措置の概要
令和9年 4月1日から	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 (介護現場の生産性向上)	短期入所系サービス 多機能系サービス 居住系サービス 施設系サービス	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的 に開催
	口腔衛生の管理の強化	特定施設入居者生活 介護	口腔衛生の管理体制を 整備し、各利用者の状 態に応じた口腔衛生の 管理を計画的に実施
	協力医療機関との連携	施設系サービス (居住系サービスは 努力義務)	要件を満たす協力医療 機関を定める

# 運営基準違反，減算に該当する場合の報告・届出について

対象サービス 【全サービス】

運営基準を満たしていない場合，運営基準に関連する減算に該当する場合には指導監査課への**報告，届出が必要**です。運営指導や監査で発覚した場合，過去に遡って返還が必要となる場合があります。適時・適切に自己点検をしていただき，事態を把握した際は速やかにご報告ください。



# 各種委員会・研修及び訓練の実施回数について①

対象サービス 【全サービス】

## ■ 【委員会】 実施回数

	居宅サービス	短期入所・多機能系サービス	居住系サービス	施設系サービス
身体拘束等適正化委員会	—	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)
虐待防止委員会	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上
感染対策委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)
事故防止委員会	—	—	—	年1回以上
生産性向上委員会※	—	年1回以上	年1回以上	年1回以上

※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会  
(令和9年3月31日まで努力義務)

# 各種委員会・研修及び訓練の実施回数について②

対象サービス 【全サービス】

## ■【委員会】実施にかかる留意事項

○委員会は「開催したら終わり」ではありません！

運営指導における指摘で多いのが、「一部のメンバーで話し合っただけで満足している」ケースです。各委員会の結果については、従業員に周知徹底する必要があります。電磁的な閲覧記録や回覧板へのサインなど、「誰がいつ確認したか」が分かる記録を残してください。

○「発生後」の報告会ではなく「未然防止」の検討を

特に身体拘束等適正化委員会や虐待防止委員会においては、「どうすれば防げるか（指針の見直しなど）」という未然防止策を話し合う場であることを意識してください。

○幅広い職種での構成

特定の役職者だけで集まるのではなく、幅広い職種で構成することが求められます。

○一体的開催における注意事項

委員会については、他の委員会と一体的に設置・運営することは可能ですが、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録を残してください。

# 各種委員会・研修及び訓練の実施回数について③

対象サービス 【全サービス】

## ■ 【研修】 実施回数

	居宅サービス	短期入所・多機能系サービス	居住系サービス	施設系サービス
身体拘束等適正化研修	—	年2回以上	年2回以上	年2回以上
虐待防止研修	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
感染対策研修	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
BCP研修 (災害・感染)	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
事故防止研修	—	—	—	年2回以上

(補足) 感染症研修とBCP(感染)の研修は一体的に実施することが可能ですが、感染症予防(まん延防止)と感染症発生後の業務継続どちらも含めて実施するようお願いいたします。

# 各種委員会・研修及び訓練の実施回数について④

対象サービス 【全サービス】

## ■【研修】実施にかかる留意事項

○「資料を読ませただけ」「欠席者は放置」はNGです！

研修は「全職員が受講すること」が前提です。「研修をやりました」という記録表だけでなく、「その日、何の資料（テキスト等）を使って研修したのか」をセットで保管をお願いいたします。また、後日動画を見てもらう、資料を読んでレポートを出させるなど、欠席者へのフォローの記録を必ず残してください。

○新規採用時に注意

定期研修はやっていても、「新しく入った職員に対する採用時の研修」を行っていないことがあります。必ず実施をお願いいたします。

○委員会の報告＝研修ではない

「委員会の内容を会議で共有したから研修の代わりにした」は認められません。委員会からの報告とテーマを定めた研修は区別して実施してください。

# 各種委員会・研修及び訓練の実施回数について⑤

対象サービス 【全サービス】

## ■ 【訓練】 実施回数

	居宅サービス	短期入所・多機能系サービス	居住系サービス	施設系サービス
感染対策訓練	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
BCP訓練 (災害・感染)	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上
防災訓練	年1回以上 (通所系のみ)	年1回以上	年2回以上	年2回以上

(補足) 感染症研修とBCP(感染)の研修は一体的に実施することが可能ですが、感染症予防(まん延防止)と感染症発生後の業務継続どちらも含めて実施するようお願いいたします。

# 各種委員会・研修及び訓練の実施回数について⑥

対象サービス 【全サービス】

## ■【訓練】実施にかかる留意事項

○いざという時に動けるかを確認するのが訓練です！

BCPや感染症対策において、テキストを読み合わせるだけの「研修（座学）」を訓練としている事業所が多く見受けられます。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切とされています。連絡網を実際に回す、防護服を着脱してみる、机上でシナリオに沿って動くなど、「実践を伴うシミュレーション（訓練）」の実施を検討してください。

○一体的訓練に注意

感染症BCPの訓練は感染対策訓練と、災害BCPの訓練は防災訓練と一体的に実施可能ですが、それぞれの訓練で必要とされる内容を実施したことが分かるように記録を残してください。



# 高齢者向け住まいにおける適切なケアマネジメント①

対象サービス 【居宅介護支援，高齢者向け住まい併設の介護サービス事業所】

サービス付き高齢者向け集合住宅や住宅型有料老人ホーム等といった高齢者向け住まいに併設する介護サービス事業所の一部には，利用者本位ではない過剰なサービスを提供するケースが見られるなど様々な課題が指摘されています。

## 1 個別性の欠如

利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっている

## 2 過剰なサービス

利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見いだせない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定している（その結果として区分支給限度基準額上限までサービスが設定されている、など）

## 3 サービスの不足

本人の希望するサービスや客観的に必要性の高いと考えられるサービスがケアプランに組み込まれていない、あるいは検討自体なされていない（ケアマネジャーから見て利用者にとって必要なサービスをケアプランに位置付けることが難しい場合がある）

## 4 事業所選択の権利侵害の懸念

住まいと同一法人が提供するサービスの利用を、合理的な理由もなく、また利用者の意向も踏まえずに利用者に求めており、この対応にケアマネジャーも同調している（同調せざるを得ない状況にある）

## 5 ケアマネジメントサイクルの問題

ケアプランの見直しが法定のタイミング（認定更新時や区分変更時）以外では、ほとんど行われていない

# 高齢者向け住まいにおける適切なケアマネジメント②

ケアマネジャー自身の悪意の有無にかかわらず、高齢者向け住まいから要求されるがままに高齢者向け住まいに配慮して、利用者の意思に沿わない不合理なケアプランを作成することは不適切です。[厚労省の資料等](#)を参考に、改めてケアマネジメントの見直しをお願いします。（下記画像にもリンク有）

## 高齢者向け住まい 運営事業者・職員

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の  
運営事業者・職員の皆様へ

あなたの住まいの入居者は、  
望んでいる介護保険サービスを受け  
ることができていますか？

住宅型有料老人ホーム、  
サービス付き高齢者向け住宅における  
ケアマネジメント等の考え方



2022年3月  
令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業  
「サービス付き高齢者向け住宅等における  
適正なケアプラン作成に向けた調査研究」

事務局・編集 株式会社日本総合研究所



## 居宅介護支援事業所 ケアマネジャー

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の  
入居者を担当されるケアマネジャーの皆様へ

大丈夫？  
知らず知らずのうちに  
“不適切なケアマネジメント事例”  
を作り出していないか？

住宅型有料老人ホーム、  
サービス付き高齢者向け住宅における  
ケアマネジメントの考え方



2022年3月  
令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業  
「サービス付き高齢者向け住宅等における  
適正なケアプラン作成に向けた調査研究」

事務局・編集 株式会社日本総合研究所



## 入居者・入居者家族

《《《《《 ご利用者さま ご家族さま 》》》》》

住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に  
入居をご検討中 または 入居されているみなさまへ

高齢者向け住まいでの  
介護保険サービス  
利用にあたって  
確認したいポイント

～ご本人らしい暮らしを叶えるために～



2022年3月  
令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業  
「サービス付き高齢者向け住宅等における  
適正なケアプラン作成に向けた調査研究」



# 加算等年間基本スケジュール①

対象サービス 【全サービス】

例年手続きの必要な加算等について、提出期限は概ね次のとおりです。  
提出期限までに届出がされない場合は、加算の算定は不可となりますので注意してください。（提出期限は例年のものを記載しており、変更となる場合があります。）

提出期限	加算等の種類	対象サービス
令和8年3月15日（日）	事業所規模区分の変更	通所介護 通所リハビリテーション
	特定事業所集中減算（後期）	居宅介護支援
	同一建物減算（12%減算）（後期）	訪問介護（相当サービス）
令和8年4月30日（木）	外部評価緩和の申請	認知症対応型共同生活介護
令和8年9月15日（火）	特定事業所集中減算（前期）	居宅介護支援
	同一建物減算（12%減算）（前期）	訪問介護（相当サービス）

※処遇改善加算の届出スケジュールは、メール等で案内します。

## 加算等年間基本スケジュール②

---

### ■加算の届出にあたっての留意事項

- 届出は、提出期限までに必着としてください（発送日ではありません）。
- 届出は、指定の回答フォーム等で提出してください。
- 届出資料から加算の要件を確認できない場合、加算の算定をすることはできません。届出の前に、加算の要件を満たしているか、よく御確認ください。
- 柏市では、届出のあった加算の算定を可とした場合でも、通知等は行っていません。算定が可であるか確認したい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせください。
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表は、該当サービス分のみ提出してください。また、変更（または新規取得）する加算等にのみチェックを付けてください。
- 前年度平均（3月を除く）を用いて要件を計算する加算の届出は、要件を満たしていることを十分に確認したうえで、サービス種類に応じた期日（3月15日または4月1日）までに届出を行ってください。

# 加算の要件確認，届出の取下げについて

対象サービス 【全サービス】

加算（届出不要の加算を除く）を算定する際は指導監査課への届出が必要ですが，その後も要件を満たすことを継続的に確認し記録する必要があります。

運営指導において，要件を確認していない又は記録していないケースが散見されます。不正請求に該当する場合や過誤調整を求める場合がありますので，そのようなことがないように，算定している加算の要件をあらためて確認してください。要件を満たさないことが判明した場合には，算定が認められなくなるとき以降は算定せず，原則として速やかに取下げの届出をしてください。

職員・利用者（人数・割合）  
サービス内容  
年次報告  
事前説明…

各加算の要件については，介護報酬告示，留意事項通知，Q&A等のご確認を（指導監査課へ問い合わせをする前にご確認いただけますようお願いいたします）

[介護報酬 | 厚生労働省](#)  
[加算（減算）の体制届 | 柏市](#)

---

# 第3部

## 虐待防止・身体拘束廃止及び 各種リスク対応

---

# 高齢者虐待防止の推進①

対象サービス

【全サービス】

## ■概要

高齢者虐待防止法が求める対策の実効性を高め、利用者（入所者）の尊厳の保持・人格の尊重を達成していくことを目的に、各施設・事業所における虐待防止の体制整備が義務付けられています。また、令和6年度の制度改正により、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に、**基本報酬が減額されます。**※福祉用具貸与については、3年間の経過措置あり。

	虐待の発生又は再発防止のための取り組み
①	虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の設置・開催
②	虐待の防止のための指針の整備
③	虐待の防止のための従業者に対する研修（年1回以上＋採用時） ※施設系サービス（特養・老健・GH・特定施設等）は年2回以上
④	①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

⇒ **いずれか1つでも措置が講じられてない場合**は、事実が生じた月の翌月から、3か月後に計画を提出し、当該計画に基づく改善が認められた月まで、利用者全員について所定単位数から100分の1に相当する単位数が減算となる

# 高齢者虐待防止の推進②

## ■虐待の発生要因に関する法に基づく対応状況等調査結果

### 虐待を行った職員の課題（上位項目）

- ・ 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
- ・ 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- ・ 職員のストレス・感情コントロール
- ・ 職員の倫理観・理念の欠如 等

### 組織運営上の課題（上位項目）

- ・ 職員の指導管理体制が不十分
- ・ 虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組みが不十分
- ・ チームケア体制・連携体制が不十分
- ・ 職員研修の機会や体制が不十分
- ・ 職員が相談できる体制が不十分 等

### 運営法人・経営層の課題（上位項目）

- ・ 経営層の現場の実態理解不足
- ・ 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足
- ・ 業務環境変化への対応取り組みが不十分 等

## 虐待の背景・要因の確認

- ・ 組織運営は健全か
- ・ 負担・ストレスや組織風土の問題はないか
- ・ チームアプローチは機能しているか
- ・ 倫理観を持ち、コンプライアンス（法令遵守）を考えているか
- ・ ケアの質は保たれているか

**要因は職員個人の問題に限らない**

★具体的な確認方法や予防のポイント（出典）  
[市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月厚労省老健局）](#) III 養介護施設従事者等による虐待への対応

## 高齢者虐待防止の推進③

### ■虐待（疑い含む）発見時の対応について

高齢者虐待防止法において、従業員等が高齢者虐待を発見した際に、市町村に通報することは義務とされています。同僚などが虐待行為をしているにもかかわらず、市町村へ通報をせずそのまま放置している、もしくは隠匿するなどをすれば、その職員も放棄・放任として虐待への加担にあたりますので、**虐待が疑われる事案であっても、速やかに柏市に報告・相談**してください。

※施設内での解決が図られたとしても、市町村への連絡は必要です。

### ■通報者の保護について

通報等に基づき、市が事実の確認をする場合は、**事業所・施設に通報者を特定されないよう、通報者の立場の保護に十分配慮し実施します。**虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、ためらわず、速やかに市町村へ通報をお願いします。

# 身体拘束廃止未実施減算①

対象サービス 【施設系サービス，居住系サービス，短期入所系サービス，多機能系サービス】

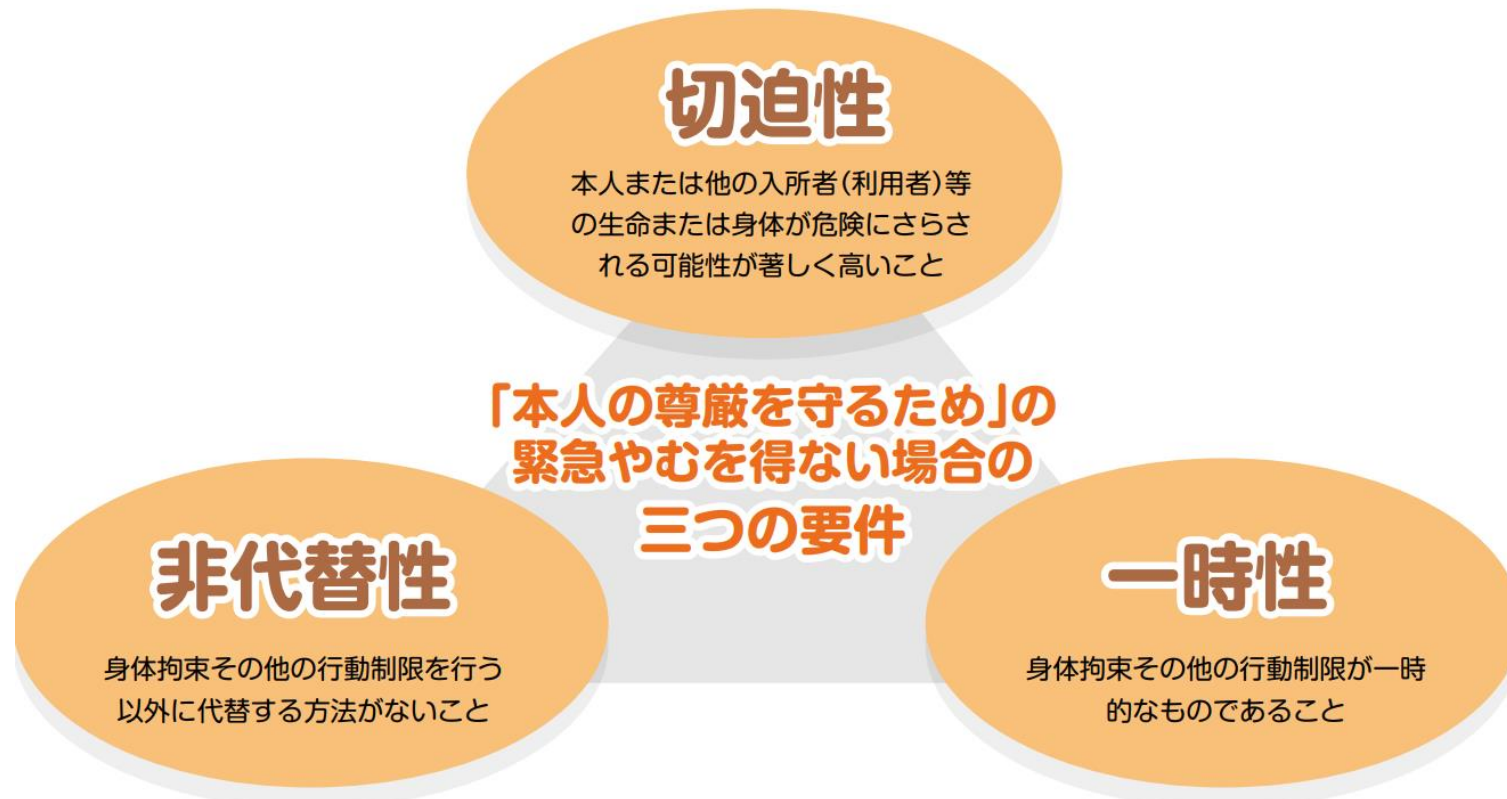
身体拘束廃止未実施減算については，**施設において身体拘束等が行われていたかどうかにかかわらず**，以下の①～④の措置を講じていない場合に，事実が生じた月の翌月から，事実が生じた月から3か月後に改善状況を報告し改善が認められた月まで，入所者全員について所定単位数の100分の10（または100分の1）の減算となります。

施設系サービス，居住系サービスに加え，令和7年4月1日から，短期入所系及び多機能系サービスについても減算適用の対象とされています。

	身体的拘束等の適正化のための措置
①	身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
②	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を <u>3月に1回以上</u> 開催するとともに，その結果について，介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
③	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
④	介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること（年2回以上＋新規採用時）

## 身体拘束廃止未実施減算②

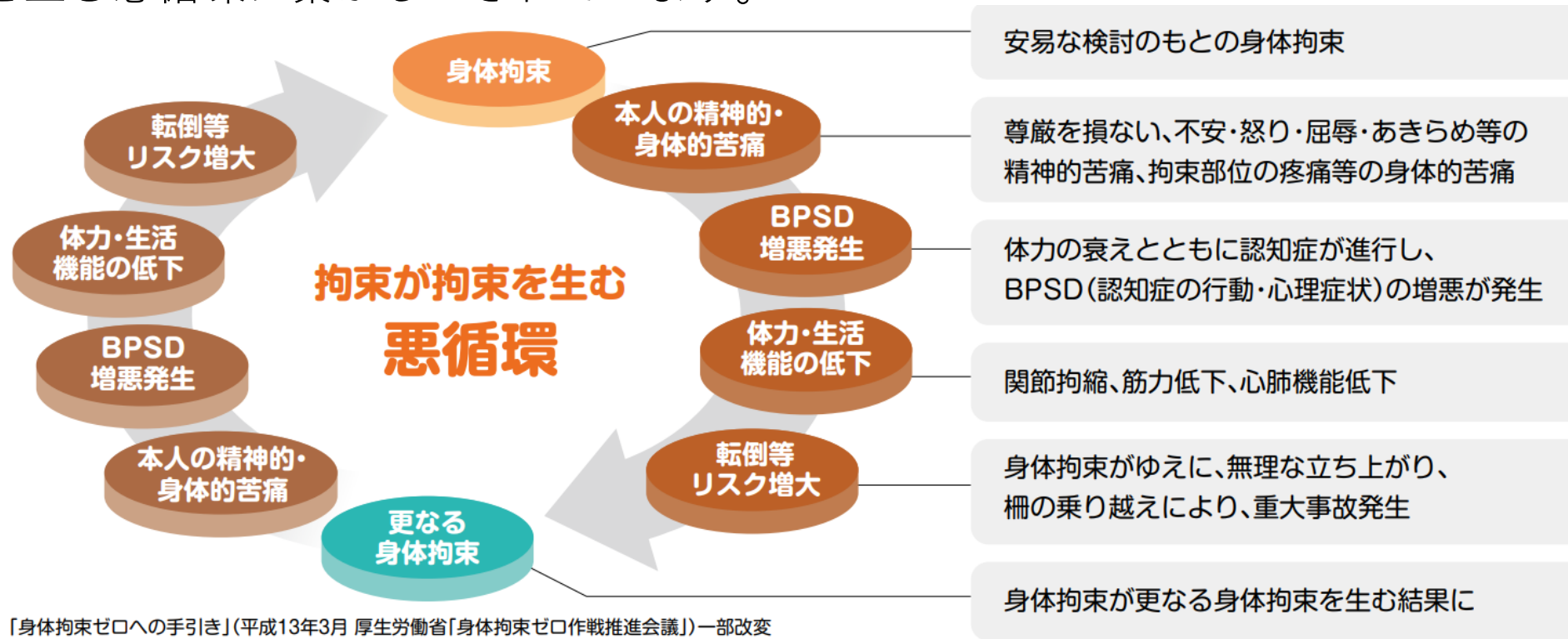
運営基準上、身体拘束等が認められるのは、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、「**切迫性**」「**非代替性**」「**一時性**」の三つの要件を満たすことを十分に検討し、記録する必要があります。



ベッドに四肢を縛る，ミトンの着用，つなぎ服の着用等が例示されていますが，本人の行動の自由を制限していれば，身体拘束に該当します。

# 身体拘束廃止未実施減算③

身体拘束は多くの弊害をもたらし、安易な検討のもとでの身体拘束は更なる拘束を生む悪循環に繋がるとされています。



身体拘束が「必要」とされる状況には必ず理由等の要因があり、職員のかかわり方や環境に課題がある場合もあるため、要因を徹底的に探り、除去・改善する工夫が必要です。身体拘束廃止・防止の実現に繋がった事例を参考としてください。

■[介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き](#)【令和7年3月厚生労働省老健局】

# 苦情相談事例の紹介①

対象サービス 【全サービス】

柏市に寄せられた利用者や利用者家族からの苦情の中から、各事業所において注意していただきたい事例を紹介します。苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとされています。苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていただくようお願いいたします。

## 事例1

送迎時・訪問時の車両運転上の交通マナーが守られていない。

具体的には、利用者の乗降で停車する際に車を端に寄せず真ん中に停車させている（対向車・後続車の通行に支障を来している）、カーブミラーやドアミラーを確認せずに通行している（衝突の危険性がある）。

## 対策

- ・十分にご注意されているところとは思いますが、あらためて事業所・施設における運転について点検・見直しをお願いいたします。
- ・ヒヤリハット・苦情・トラブル・事故等があった際は積極的に事業所内で共有し、再発防止・改善に努めてください。
- ・あらゆる場面で思いやり・ゆとりのある運転を心がけていただくようお願いいたします。

## 苦情相談事例の紹介②

---

### 事例 2

施設が家族と入所者の面会をさせてくれず、それについて納得のいく説明がない。

### 対策

- ・ 家族と入所者の面会は双方にとって重要であり、特に入所者にとっては心身に与える影響が大きいものとなっています。新型コロナウイルスの5類移行後はその重要性があらためて認識されています。一方で感染症対策も当然重要です。そこで、安全対策を講じたうえで面会を実施することが求められています。
- ・ やむを得ず面会を制限する場合には、制限する理由について可能な限り丁寧な説明をしてください。面会実施日の調整、代替手段の検討等が尽くされていることも重要となります。

# 介護現場におけるハラスメント対策

対象サービス 【全サービス】

介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。このため、令和3年度介護報酬改定において、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務付けられ、併せて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることが推奨されています。

	講ずべき措置	講じることが望ましい措置
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>▼職場内における<ul style="list-style-type: none"><li>・セクシュアルハラスメント</li><li>・パワーハラスメント</li></ul></li><li>▼利用者・その家族からの<ul style="list-style-type: none"><li>・セクシュアルハラスメント</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▼利用者・その家族からの著しい迷惑行為 = カスタマーハラスメント</li></ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ハラスメントの内容や行ってはいけない旨の方針を明確化・周知する</li><li>・ 担当者や相談窓口を設定し従業員に周知する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談に応じ、適切に対応するための体制整備</li><li>・ 被害者への配慮のための取組み（メンタルヘルス相談等）</li><li>・ 被害防止のための取組み（マニュアル作成、研修実施等）</li></ul>

# 介護現場におけるハラスメント対策

対象サービス 【全サービス】

- ハラスメント対応として施設・事業所が具体的に取るべきこと
- 組織として、ハラスメントはあってはならない方針を明確にする
- 役割の明確化や対処方法等のマニュアルを作成し共有する
- 職員が抱え込まないよう、相談のフローを明確にし、周知する
- 範囲外のサービスが強要されないよう、契約時の説明はしっかりと

具体的なマニュアルや相談シート，環境整備の事例を参考にしてください

⇒ [介護現場におけるハラスメント対策マニュアル](#)

その他，研修の手引きや研修動画など

⇒ [【厚労省HP】 介護現場におけるハラスメント対策 \(mhlw.go.jp\)](#)

千葉県が、介護事業所・介護施設をマネジメントする立場にある方を対象として、カスタマーハラスメントへの対応に関する法律相談の窓口を設置しました（無料）。

[介護事業者向けカスタマーハラスメントの無料法律相談窓口の開設について／千葉県 \(chiba.lg.jp\)](#)

# 事故報告書

対象サービス 【全サービス】

以下の報告基準に該当する事故等が発生した場合は、5日以内に柏市指導監査課に事故報告書を提出してください（※利用者が死亡又は重体に至った事故の場合は、一報を電話報告してください）。また、利用者又は家族から求めがあった際は、積極的に事故報告書を開示するなど、適切に情報提供を行ってください。

	事故を報告する基準
①	死亡に至った事故（死亡後に相当期間放置された場合を含む。）
②	医師の診断を受け投薬，処置等何らかの治療が必要となった事故
③	利用者に対する虐待
④	従業員の不祥事等により，利用者の処遇に影響があるもの（個人情報漏洩，職員による窃盗等）
⑤	火災，自然災害等により，サービスの提供に支障を生じる場合
⑥	利用者に対するサービス提供などの業務遂行により発生若しくは請求された損害賠償事故
⑦	市の社会福祉施設主管課及び保健所への報告が求められている食中毒及び感染症等が発生した場合
⑧	その他必要と認められるもの

# 事故事例の紹介①

対象サービス 【全サービス】

柏市に提出のあった事故報告書の中から、各事業所において注意していただきたい事故事例を紹介します。同様の事故が発生するリスクがないか、再度点検し、改善の必要がある場合は速やかに行ってください。

## 事例 1

猛暑の中、施設の入居者が離脱し、翌日屋外で死亡した状態で発見された。

## 対策

**離脱は交通事故等の危険や衰弱の恐れがあります。** 帰宅願望の強い方や過去に離脱があった方など離脱のリスクが高い方は特に注意が必要です。

- ・ 離脱を減らす工夫：要望や困り事がないか声かけを行う、付き添いによる外出の機会を設けるなど
- ・ 早期発見のための方法の検討：カメラやセンサーによる見守り強化、入居者の行動パターンの把握、外出時の行き先届の記入依頼、GPS機器導入
- ・ マニュアルの作成：搜索方法、通報・協力依頼先や手順など
- ・ 職員への研修・訓練の実施

## 事故事例の紹介②

### 事例2

居室内のセンサーが反応せず居室内で転倒し、骨折した。

### 対策

- ・ 利用者の行動分析をもとにセンサーの設置方法を定期的に検討・見直し
- ・ 故障等により作動していない場合は速やかなメンテナンスを実施
- ・ 利用者のプライバシーにも配慮し、利用者や家族の意向も確認しながら実施する必要がある

### 事例3

食中・食後に誤嚥・窒息により死亡。（直前に体調不良を訴えていたケースや全く予兆がないケース等、多様）

### 対策

- ・ 高齢者の誤嚥リスクを認識すること
- ・ 食事の様子を日々観察し利用者一人一人に合わせた食形態を検討すること
- ・ 複数人・複数職種で意見交換をする（思い込みの排除）
- ・ 専門的知識のある職種（医師等）に意見を求める

## 事故事例の紹介③

### 事例4

服薬介助の際、誤って別の利用者に服薬をさせてしまった。

### 対策

誤薬や与薬漏れ（利用者が内服薬を落としたことによるものも含む。）は、**利用者の生命・身体に直結影響を与える**もので、思い込み等のヒューマンエラーによって起こりやすい事故であるため、対策の検討と徹底が重要です。

- ・ 多段階での確認作業を行う（複数の職員で確認する、印字された名前を他のスタッフに聞こえるように読み上げる等）
- ・ 服薬業務を中断しない環境整備（服薬業務中は他の業務を行わないルールを作るなど）
- ・ 飲み込んだかどうかまで確認することをマニュアルに定め、徹底する
- ・ ICTの活用（薬の種類やタイミングが違くとアラートが鳴るシステムなど）

令和7年11月に各事故種別における具体的な対策や発生した事故の原因分析、再発防止策の検討事例などを掲載したガイドラインを厚労省が発出しました。  
[「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」](#)

# 送迎時の安全管理の徹底

---

対象サービス 【通所・施設・居住系サービス】

車両を使用した送迎業務等においては、道路交通法による法令遵守の徹底はもちろんのこと、運転者の健康管理等を実施し、下記の点にご留意の上、送迎時の事故防止と利用者の安全確保により一層努めていただきますようお願いいたします。

- 運転者の健康状態

  - 運転者の体調の把握，アルコールチェッカーによる検査

- 適切な送迎計画

  - 時間的に妥当な計画の策定，運転者の技量に応じた車種の選択

- 車両の日常点検

  - 適切な車両管理，運行前点検の実施

- シートベルト着用の徹底

  - 後部座席利用の際のシートベルトや車いすの固定用ベルト

- 予測運転と防衛運転

  - 常に危険を予測したゆとりのある運転の実行

- 降ろし忘れの防止

  - 到着時の車内確認の徹底

# 介護現場における医行為

対象サービス 【全サービス】

介護現場等において行われる行為の中で、原則として医行為ではないと考えられる行為について、以前に発出された通知に加え、[ガイドライン](#)が策定されました。（[原則として医行為ではない行為について | 厚生労働省](#)）

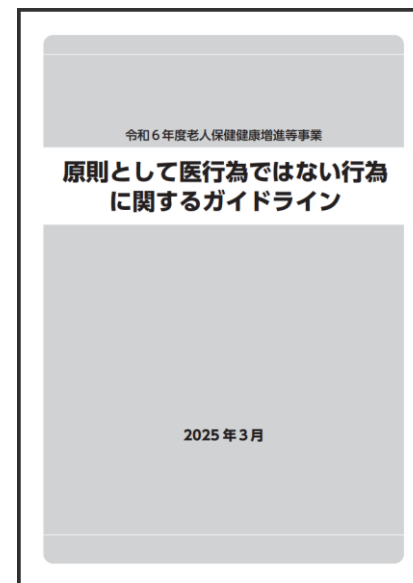
## ■ガイドラインの構成

### ○第一部 総論

- ・ 基本的な理解
- ・ 介護職員の役割，医療職との連携
- ・ 共通する内容と個別の内容
- ・ 活用方法 ほか

### ○第二部 各論

- ・ 各行為前に確認する項目
- ・ 医療職と連携する内容
- ・ 介護職員として必要な知識 ほか



## 厚生労働省医政局長通知

 [医師法第17条，歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）](#)

 [医師法第17条，歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）](#)

---

# 第4部

## 各種手続き・システム等

### (事務連絡)

---

# 災害時情報共有システム

対象サービス 【居宅療養管理指導，介護予防支援以外の全サービス】

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し，被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため，介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能（以下，『災害時情報共有システム』という。）が追加されました。**市から依頼があった際には，速やかに災害情報を登録するようお願いいたします。**

## 災害時情報共有システム

### 災害発生時のシステムによる報告の流れ

1. 厚労省がシステムに災害情報を登録
2. 市から施設・事業所等に対し，被害状況を報告するよう依頼
3. 施設・事業所は被害状況をシステムにて報告

システムの利用登録やシステムのログインID・PWを失念した場合の確認については千葉県のHPをご参照ください。

【千葉県】介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

# 介護サービス情報公表制度

対象サービス 【居宅療養管理指導，介護予防支援以外の全サービス】

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供するしくみです。利用者の事業所選択の支援のため，適切な情報公表を行ってくださいますようお願いいたします。

[【千葉県】介護サービス事業所情報公表システムに関するページ](#)

※ID・パスワードの再発行の手続きや公表対象情報などが確認できます



【出典】

[介護サービス情報公表制度とは | 介護保険の解説 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](#)  
([mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp))

**！重要！**

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え，原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないことが**令和7年度から義務付け**されています。

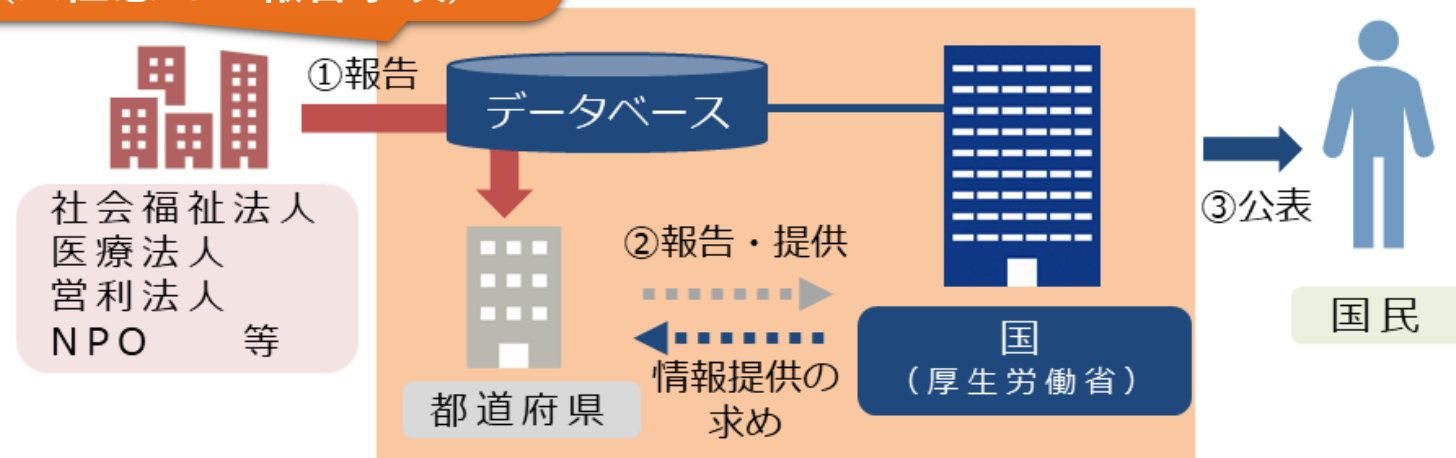
# 介護サービス事業者経営情報データベースシステム①

対象サービス 【全サービス】

介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、厚労省がデータベースの整備を開始しました。厚労省からの通知をご確認いただき、経営情報の報告をお願いいたします。

## 主な報告事項

- ・ 収益・費用の内容
- ・ 職員の職種別人員数
- ・ 職種別給与（※任意での報告事項）



発出済みの運用マニュアルや最新の通知等

[介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

# 介護サービス事業者経営情報データベースシステム②

## ■事業所からの報告方法等

報告の対象となる事業者	原則、 <b>全てのサービス事業者が対象</b> 。ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外。
報告の単位	原則、事業所・施設単位。事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位での報告も可。
報告の準備	介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。 <a href="#">GビズID取得等の手引き</a>

## ■報告期限

毎会計年度終了後、**3か月以内。**

### 【重要：厚労省より】

現在、システム改修のため、令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告について、一時的に受付を停止しております。改修には最大で数か月程度時間を要する見込みであり、報告再開時期について、現時点では未定です。

なお、経営情報の報告は、制度上、毎会計年度終了後3月以内に行わなければならないとされていますが、今回の受付停止との関係で報告ができなかった場合においては、この限りではありませんので、システム再開までお待ちいただけますと幸いです。

# 変更届の提出について①

対象サービス 【全サービス】

## ■変更届の基本

- ・変更届は、原則、変更から**10日以内に届出が必要**です。
- ・変更届の提出について次のとおり変更があります。

	変更前	変更後
提出方法	メール	電子申請又はメール

## ■よくある間違い等

### 1. 変更届出書

変更が生じた際には「変更届出書」の提出が必要です。

しかし、変更届提出時に必要書類を確認するための「必要書類一覧表（旧変更届出書連絡票）」を「変更届出書」として提出している事例がありますのでご注意ください。

# 変更届の提出について②

対象サービス

【全サービス】

## 2. 誓約書

誓約書は、申請者（申請者が法人である場合においては、当該法人の役員等を含む。）及び事業所の管理者が、それぞれのサービスの指定を受ける際の不適格要件のいずれにも該当しない者であることを誓約するものです。

各条項のいずれにも該当しないことを確認し、**指定を受けているサービスに「○」**を記載いただく必要がありますが、記載がない事例が見受けられます。

誓約書に記載をする際は以下の例を参考にご記載ください。

例) 訪問介護及び訪問介護相当サービスの指定を受けている事業所の場合

「居宅サービス（介護保険法第70条第2項）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（介護保険法第115条の45の5第2項）」の項目に「○」

# 変更届の提出について③

対象サービス 【全サービス】

## 3. 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

変更年月日から1か月分（4週分）の内容が確認できる勤務形態一覧表の作成をお願いします。以下によくある間違い例を示しましたのでご確認ください。

よくある間違い例)

4月15日付けの変更の場合：4月1日から4月28日までの勤務形態一覧表を作成

→この場合は**4月15日から5月12日まで**の勤務が分かるものを作成する必要があります。

## 4. 標準様式の使用

厚生労働省から、各様式について、標準様式が示されました。これまでは、柏市独自の様式の使用をお願いしていましたが、今後は、**原則として標準様式の使用**をお願いいたします。

### ■標準様式掲載場所

[柏市ホームページ](#) [様式（介護サービス事業者）](#)

# 登記事項証明書の添付省略

対象サービス 【全サービス】

## 「登記事項証明書」（法人登記）の提出が不要になりました

これまで各種申請や届出の際に添付をお願いしていた「登記事項証明書」ですが、今後は提出不要です。市がシステムを使って、直接登記情報を確認します。

（柏市指導監査課では、法務省とデジタル庁が運用する「登記情報連携システム」を利用することで直接登記情報を確認できるようになりました。）

## 対象の申請・届出

介護保険法に基づく、新規指定申請、指定更新申請、変更届出等

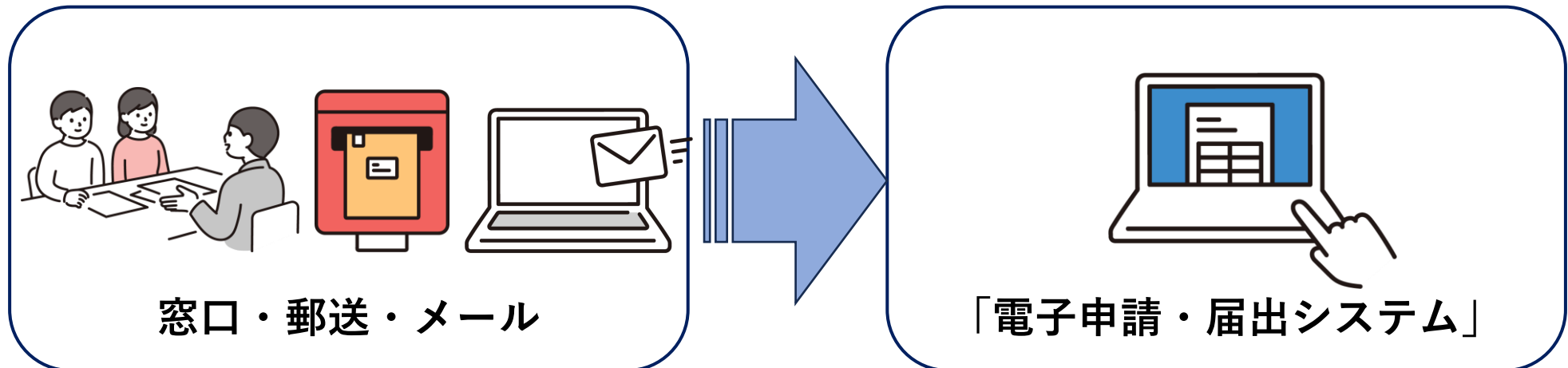


# 電子申請・届出システム①

対象サービス 【全サービス】

## 電子申請・届出システム概要

- ・厚生労働省が実施する，介護分野の文書に係る負担軽減に関する取り組み
- ・令和7年度末までに全ての地方公共団体で利用を開始
- ・柏市では，既に本システムによる申請等の受付を開始
- ・原則，各申請等は「電子申請・届出システム」で提出



# 電子申請・届出システム②

対象サービス 【全サービス】

## 受付可能な申請・届出

新規指定申請

更新申請

加算に関する届出

変更届出

休止・再開届出

## 事前準備

下記リンク先から、事前にアカウント（GビズID）の作成をお願いいたします。電子申請・届出システムを利用するには、デジタル庁が運営する「GビズID（ジ-ビズアイディー）」のアカウントを作成する必要があり、このアカウントが電子申請・届出システムのログインIDとなります。

[GビズID作成ページ](#)

[GビズIDヘルプデスク](#)

# 電子申請・届出システム③

対象サービス 【全サービス】

## 留意事項

- ・ 特段の事情により、本システムで申請等ができない場合は、メールでご提出ください。
- ・ 提出方法が定められている申請等につきましては、所定の方法にてご提出ください。
- ・ 詳細については、下記リンク先をご確認ください。

[柏市ホームページ](#)  
[電子申請届出システム](#)

# メールアドレスの登録①

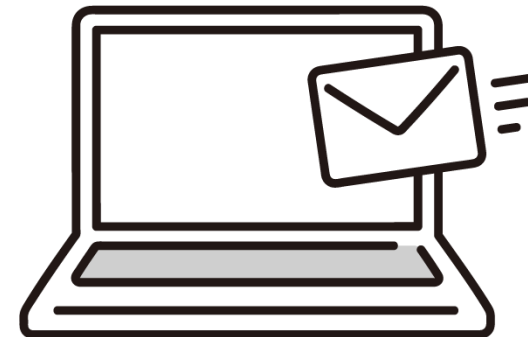
対象サービス 【全サービス】

## ■メールアドレスの登録について

指定申請後に指導監査課からメールアドレス登録の案内メールをお送りしておりますが、登録作業を行っていない事業所が見受けられます。メールアドレスは介護保険等に関するお知らせの送付、災害時等の連絡手段、運営指導の実施通知の送付等で使用するため、まだ登録作業を行っていない事業所におきましては事業所メールアドレスのご登録をお願いします。  
登録につきましては下記をご参照ください。

〈メールアドレス登録方法〉

- ・メール宛先：kansa-kaigo@city.kashiwa.chiba.jp
- ・メールの件名は、「介護保険事業所メールアドレス登録」としてください。
- ・メールの本文には、①事業所番号②法人名③事業所名④サービスの種類⑤登録アドレス（1事業所1アドレスまで）を記載してください。



## メールアドレスの登録②

対象サービス 【全サービス】

### ■事業所単位でのメールアドレスの登録について

管理者など、個人のメールアドレスを事業所のメールアドレスとして登録されている事業所が見受けられます。その場合、管理者が変わった際などに連絡がとれなくなる可能性がありますので、事業所固有のメールアドレスの作成・登録にご協力をお願いいたします。

メールにて、指導監査課から各種お知らせをお送りしております。アドレスが変わった際には必ず柏市指導監査課までお知らせくださるようお願いいたします。

## メールアドレスでの問い合わせ等

---

対象サービス 【全サービス】

### ■メールによるお問い合わせのお願い

介護サービスの運営や報酬に関するご質問等については、原則、メールでの問い合わせをお願いしております。メールアドレスは以下となりますので、ご確認をお願いいたします。

**柏市指導監査課：kansa-kaigo@city.kashiwa.chiba.jp**

※1 基準に基づいた回答が必要であるため、お時間を要する場合があります。お時間に余裕をもったお問い合わせをお願いいたします。

※2 「お問い合わせフォーム」から問い合わせいただくことがありますが、ご質問等は上記アドレス宛にお送りください。

---

# 第 5 部

## 周知事項

---

柏市では、介護保険の申請を検討される市民の皆様に

# 介護保険申請のタイミングは 介護サービスが必要になった時です



と案内しております

理由として、サービスの利用予定がない状態で要介護認定を受けても、  
将来サービスが必要となったときに、サービスが不足することがあるためです。

元気な方が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、介護保険のサービスに限らず、  
インフォーマルサービスも含めた多様な社会資源を選択できることが大切です。

各地域包括支援センターにある「地域資源マップ」を是非ご活用ください。

介護保険の適正な運用にご理解とご協力をお願いいたします。

# 健康診査結果のご提出にご協力ください

対象者：柏市国民健康保険，または千葉県後期高齢者医療制度の被保険者のかたで，年度末年齢40歳以上のかた。主にパート勤務の方が該当



柏市健康増進課では，上記対象者の方に「特定健康診査・75歳以上の健康診査(以下，特定健診等)」を行っています。

各事業所様が行っている「労働安全衛生法に基づく健康診断」の結果をご提出いただくことで，特定健診等を受診したとみなすことができ，柏市から対象者の方への健康サポートを実施することができます。貴事業所の健康づくり支援のひとつとしてもご活用いただける内容となっておりますので，ご協力をいただける場合は下記連絡先までご連絡ください。

## メリット：主に利用できる健康サポート2点

### ①特定保健指導の勧奨および実施

⇒保健師，管理栄養士が健診結果をもとに次年度に向けて健康相談を行います。  
ご自身の健康管理のために，是非お役立ててください。

### ②健診結果の経年的な情報提供

⇒次年度発行の受診券に健診結果（過去3年分）を掲載します。  
経年でご自身の健康状態をご確認いただけます。

#### 【連絡先】

柏市健康増進課 保健事業担当

〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階

電話 04-7164-4455（直通）

# 受講報告について

受講後は、以下の回答フォーム（LoGoフォーム）から受講報告を行ってください。受講報告の回答をもって、集団指導に出席したものとさせていただきます。  
※報告は事業所ごと（併設サービスであれば一括して回答可）に行ってください。

<https://logoform.jp/form/Mx28/1334455>

報告期限：令和8年5月29日（金）

QRコード（インターネット）

